令和２年度診療報酬改定に伴う施設基準の届出等について

令和２年３月５日現在

第１　施設基準創設により算定するに当たり届出が必要なもの

新たに施設基準が創設されたことにより、令和２年４月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

【基本診療料】

１　オンライン診療料（頭痛患者の診療に係る規定を満たすことにより算定する場合に限る。）
２　結核病棟入院基本料の注７に掲げる重症患者割合特別入院基本料（重症度・看護必要度に係る基準及び常勤の勤務医の員数の基準に該当する場合に限る。）
３　緩和ケア診療加算（緩和ケアチームのうち身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師が日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース研修のみ修了している者である場合に限る。）
４　入退院支援加算の注８に掲げる総合機能評価加算
５　認知症ケア加算２
６　せん妄ハイリスク患者ケア加算
７　精神科急性期医師配置加算１
８　精神科急性期医師配置加算３
９　排尿自立支援加算
10　地域医療体制確保加算
11　特定集中治療室管理料の注５に掲げる早期栄養介入管理加算
12　緩和ケア病棟入院料１

【特掲診療料】

１　外来栄養食事指導料（注２に掲げる外来化学療法の実施患者の栄養食事指導を行う場合）
２　心臓ペースメーカー指導管理料の注５に掲げる遠隔モニタリング加算
３　がん患者指導管理料のニ
４　婦人科特定疾患治療管理料
５　腎代替療法指導管理料
４　夜間休日救急搬送医学管理料の注３に掲げる救急搬送看護体制加算１
６　ニコチン依存症管理料（情報通信機器を用いる診療に係る規定を満たすことにより算定する場合に限る。）
７　療養・就労両立支援指導料の注３に掲げる相談支援加算
８　外来排尿自立指導料
９　精神科退院時共同指導料１及び２
10　在宅患者訪問看護・指導料の注15（同一建物居住者訪問看護・指導料の注６の規定により準用する場合を含む。）に掲げる訪問看護・指導体制充実加算
11　持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
12　睡眠時歯科筋電図検査
13　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査
14　がんゲノムプロファイリング検査
15　角膜ジストロフィー遺伝子検査

16　先天性代謝異常症検査
17　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
18　検体検査判断料の注７に掲げる遺伝性腫瘍カウンセリング加算
19　単線維筋電図
20　脳磁図（自発活動を測定するもの）
21　終夜睡眠ポリグラフィー（安全精度管理下で行うもの）
22　黄斑局所網膜電図
23　全視野精密網膜電図
24　経気管支凍結生検法
25　血流予備量比コンピューター断層撮影
26　全身ＭＲＩ撮影加算
27　連携充実加算（※）
28　経頭蓋磁気刺激療法
29　通院・在宅精神療法の注８に掲げる療養生活環境整備指導加算
30　依存症集団療法２
31　静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
32　多血小板血漿処置
33　心不全に対する遠赤外線温熱療法
34　乳房切除術（遺伝性乳癌卵巣癌疾患症候群患者に対する乳房切除に限る。）
35　子宮附属器腫瘍摘出術（遺伝性乳癌卵巣癌疾患症候群患者に対して行う場合に限る。）
36　四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
37　椎間板内酵素注入療法
38　頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（７本以上の電極による場合）に限る。）
39　角膜移植術（内皮移植加算）
40　鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
41　鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
42　顎関節人工関節全置換術
43　胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
44　胸腔鏡肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）
45　縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
46　不整脈手術　左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
47　両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）
48　植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
49　両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
50　経皮的下肢動脈形成術
51　腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
52　腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
53　腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
54　腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
55　腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
56　同種死体膵島移植術
57　腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

58　腹腔鏡下仙骨膣固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
59　無心体双胎焼灼術
60　胎児輸血術
61　同種クリオプレシピテート作製術
62　顎関節人工関節全置換術（歯科）
63　歯科麻酔管理料

（※）令和２年３月31日時点で外来化学療法加算１の届出を行っている保険医療機関については、令和2年9月30日までの間、当該保険医療機関医おいて外来化学療法に関わる職員及び地域の薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等に係る基準を満たしているものとする。

第２　届出直しが必要となるもの

施設基準の改正により、令和２年３月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、令和２年４月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

【基本診療料】

１　一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１から６に限る。）（※１～４）
〔令和2年１０月１日（４については令和３年４月１日）以降に引き続き算定する場合に限る。〕
２　療養病棟入院基本料
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
３　療養病棟入院基本料（許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。）（データ提出加算の届出を既に届け出ている医療機関を除く。）（※５）
〔令和４年４月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
４　結核病棟入院基本料（７対１入院基本料に限る。）
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
５　特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）（７対１入院基本料に限る。）　（※６）
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
６　専門病院入院基本料（７対１入院基本料に限る。）
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
７　10対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）及び13対1入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）の看護必要度加算
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
８　総合入院体制加算
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
９　救急医療管理加算
10　急性期看護補助体制加算（急性期一般入院料７又は１０対１入院基本料に限る。）
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
11　看護職員夜間配置加算（急性期一般入院料７又は１０対１入院基本料に限る。）
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
12　看護補助加算（看護補助加算１に限る。）（地域一般入院料１若しくは地域一般入院料２又は１３対１入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
13　データ提出加算

14　入退院支援加算３（「入退院支援及び５年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る研修を修了した専任の看護師」の規定を満たすことにより届出する場合に限る。）
〔令和３年４月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
15　認知症ケア加算３　（旧算定方法Ａ２４７に掲げる認知症ケア加算２に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）
16　精神科急性期医師配置加算２のイ及びロ（旧算定方法Ａ２４９に掲げる精神科急性期医師配置加算に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）
17　回復期リハビリテーション病棟入院料１及び３
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
18　回復期リハビリテーション病棟入院料１
〔令和３年４月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
19　回復期リハビリテーション病棟入院料５及び６（許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。）（データ提出加算の届出を既に届け出ている病院を除く。）（※５）
〔令和４年４月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
20　地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
21　地域包括ケア病棟入院料（許可病床数が400床以上の病院に限る。）
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
22　地域包括ケア病棟入院料１及び３並びに地域包括ケア入院医療管理料１及び３
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
23　地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料
〔令和３年４月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
24　精神科救急入院料
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
25　精神科急性期治療病棟入院料
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
26　精神科救急・合併症入院料
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
27　特定一般病棟入院料の注７
〔令和２年１０月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕
28　特定一般病棟入院料の注７
〔令和3年４月１日以降に引き続き算定する場合に限る。〕

（※1）許可病床が400床以上の保険医療機関については、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。〔令和２年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。〕

（※2）令和２年３月31日において現に急性期一般入院料１又は急性期一般入院料２（許可病床数が200症未満の保険医療機関に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関であって、急性期一般入院料２又は急性期一般入院料３の届出を行うものについては、令和４年３月31日までの間に限り、「二割八分」とあるのは「二割六分」、「二割六分」とあるのは「二割四分」、「二割五分」とあるのは「二割三分」、「二割三分」とあるのは「二割一分」とする。

（※3）令和２年３月31日において現に急性期一般入院料３（許可病床数が200症未満の保険医療機関に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関であって、急性期一般入院料３の届出を行うものについては、令和４年３月31日までの間に限り、「二割五分」とあるのは「二割三分」、「二割三分」とあるのは「二割一分」とする。

（※4）令和２年３月31日において現に急性期一般入院料４（許可病床数が200症未満の保険医療機関に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関であって、急性期一般入院料４の届出を行うものについては、令和４年３月31日までの間に限り、「二割二分」とあるのは「二割」、「二割」とあるのは「一割八分」とする。

（※5）急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13対１入院基本料を除く。）、回復期リハビリテーション病棟入院料１から４若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、療養病棟入院料１若しくは２を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料５若しくは６を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、データの提出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限り、当分の間、データ提出加算の届出をおこなった保険医療機関であるものとみなす。

（※6）一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。

【経過措置】

1, 4～8, 10～12, 20及び27→重症度、医療・看護必要度の割合変更に伴うもの

2, 20及び27→適切な意思決定支援に関する指針を定める要件および中心静脈注射用カテーテルに係る感染を防止する体制が追加されたことに伴うもの（20及び27は意思決定支援に関する指針のみ）

3及び19→データ提出加算の届出が要件に追加されたことに伴うもの

14→研修要件の追加に伴うもの

17→リハビリテーション実績指数引き上げに伴うもの

18→専任の常勤管理栄養士の配置を要件化したことに伴うもの

21→同一保険医療機関内の一般病棟から転棟した患者の割合が追加されたことに伴うもの

22及び27→実績の変更に伴うもの

24～26→自宅等への移行率からクロザピンの新規導入患者が除外されたことに伴うもの

23及び28→入退院支援及び地域連携業務を担う部門の設置要件が追加されたことに伴うもの

【特掲診療料】

１　小児運動器疾患指導管理料

２　小児科外来診療料

３　摂食機能療法の注３に掲げる摂食嚥下支援加算（旧算定方法Ｈ００４の注３に掲げる経口摂取回復促進加算に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）

４　導入期加算２

５　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は１肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

６　経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）

７　麻酔管理料（Ⅱ）（麻酔中の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合に限る。）

第３　名称が変更されたが、届出直しは必要でないもの

診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、令和２年３月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

【特掲診療料】

1	夜間休日救急搬送医学管理料の注３に掲げる救急搬送看護体制加算	→	夜間休日救急搬送医学管理料の注３に掲げる救急搬送看護体制加算２
2	持続血糖測定器加算	→	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）
3	脳磁図	→	脳磁図（その他のもの）
4	依存症集団療法	→	依存症集団療法１
5	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術	→	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く。）
6	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	→	両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
7	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術	→	植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
8	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	→	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）